福祉医療費助成制度の取扱に関する契約書

奈良県内の各市町村(以下「市町村」という。)が実施する子ども、心身障害者及びひと り親家庭の親子等の医療費の自己負担を助成する事業(以下「福祉医療費助成事業」という。) に関し、別記の市町村長から委任を受けた奈良県知事(以下「甲」という。)と柔道整復師 (以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

(制度の趣旨)

第1条 この契約において、市町村が実施する福祉医療費助成事業は、法律により実施される医 療保険制度とは別に、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、当該市町 村が、その責任において、福祉行政の一環として行うものとする。

(協力) 第2条 乙は、福祉医療費助成事業の目的達成のため、市町村に協力するものとする。

(受給資格証の提示等)

- 第3条 市町村長は、当該市町村の福祉医療費助成事業に関する条例に基づき、乳幼児医療費受 給資格証、子ども医療費受給資格証、心身障害者医療費受給資格証又はひとり親家庭等医療費 受給資格証の交付を受けた者が、乙の施術を受ける場合には、医療保険の被保険者証等に添え てこれらを提示させるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により受給資格証の提示があった場合には、当該者についてこの契約に基 づく取扱を行うものとする。

(医療費の自己負担の範囲)

第4条 この契約において、医療費の自己負担とは、医療保険の施術料金の算定方法に基づいて 算定した額の自己負担分相当額をいう。

(医療費等の報告)

- 第5条 乙は、第3条に規定する受給資格証の提示を受けた者の施術を行った場合には、前条の 自己負担相当額を受領し、その額等を市町村に対して報告するものとする。
- 2 前項に定める報告の手続きは、別に定める様式により明細書を作成し、これを施術を行った 月の翌月10日までに奈良県国民健康保険団体連合会へ提出するものとする。
- 乙は、第1項の規定により報告した対象者の自己負担支払い額について、後日過不足の精算 を行った場合は、その精算額について別に定める様式により報告書を作成し、市町村長あて報 告するものとする。

(契約期間)

- 第6条、この契約の有効期間は、契約日から平成30年7月31日までとする。
- 2 この契約の有効期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がないとき は、この契約は、その有効期間満了の日から1年間更新されたものとし、以後も同様とする。
- 3 この契約の有効期間中に、柔道整復施術療養の受領委任に係る個人契約が廃止された場合は、 同時に本契約も廃止されることとする。

本契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保管 する。

H 平成 年 月

> 奈良市登大路町 30 番地 甲 荒井正吾 奈良県知事